

学校法人つくば開成学園 役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人つくば開成学園(以下「この法人」という。)の寄付行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この法人から給与を支給される者については、報酬は支給しないものとする。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員(理事長) 報酬、退職慰労金
- (2) 常勤の役員(理事長を除く) 退職慰労金
- (3) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬等の算定方法は次の通りとする

- (1) 常勤の役員の内、理事長に対する報酬等の額は、理事会において決定する。
 - (2) 常勤の役員等(理事長を除く)の退職慰労金は、茨城県退職手当助成金交付基準を基に算定し、理事会において決定する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会等会議の出席及び法人業務のための勤務に対し、交通費を含めて日額2万円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。